

戸籍法施行規則の一部を改正する省令案の概要

第1 改正の趣旨

子の名に用いる文字は、常用平易なものでなければならないとされ（戸籍法（昭和22年法律第224号）第50条第1項）、常用平易な文字の範囲は、省令でこれを定めるとされている（同条第2項）。これを受けて、戸籍法施行規則（昭和22年司法省令第94号。以下「規則」という。）第60条は、子の名に用いることのできる文字の範囲につき、常用漢字表（平成22年内閣告示第2号）に掲げる漢字（括弧書きが添えられているものについては、括弧の外のものに限る。）、別表第三に掲げる漢字及び片仮名又は平仮名（変体仮名を除く。）を掲げている。

ところで、子の名を「勒」とする出生届が市町村長に提出されたが、「勒」の文字は規則第60条に掲げる文字には含まれないため、出生届について不受理とする処分をしたところ、不受理処分に対し戸籍法第122条の規定に基づく不服申立てがされた。同不服申立てについては、原審では却下されたが、抗告審においては、「勒」の文字は、社会通念上明らかに常用平易な文字であるとして、出生届の受理を命ずる決定がされ、同決定は確定した。

そこで、当該決定を受け、規則別表第三の一部を改正するものである。

第2 改正等の内容

規則別表第三（漢字の表）の一に新たに「勒」の字を加える。

第3 施行日

公布の日